

途上国持続可能な森林経営推進事業（新規）

【82（0）百万円】

事業のポイント

企業、NGO等多様な主体による海外森林保全活動を推進するために、情報整備や人材育成、プロジェクト形成調査支援、実証活動を通じた森林造成・保全技術の開発と普及を行います。

<背景／課題>

- ・ **持続可能な森林経営**の推進は、1992年の地球サミットで「森林原則声明」が採択されて以降、地球規模の重要な課題として認識され、その実施に向けて国連等の場で継続的に議論が行われてきました。
- ・ 持続可能な森林経営の推進を阻む原因は地域ごとに異なりますが、根本的な要因として世界人口の増加や貧困問題等の社会経済問題が背景にあるほか、森林の農地等への転用、焼畑移動耕作、過放牧や薪炭材等の過剰採取、更新困難地における**技術の不足**等、地域に応じて様々な要因が複雑に絡み合っているのが実情であり、当該途上国政府による適切な森林・林業政策の下で、**地域住民自らによる森林保全等の取組み**を促していくことが重要です。
- ・ こうした中、**先進国の知見や経験**を活かしながら、必要な**技術の開発**、**多様な主体による取組の推進**等多様な手法を組み合わせ、効果的な支援を行っていくことが課題となっています。

政策目標

1. 国際的な協調の下で開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組の起点となり得る企業、NGO等による森林保全プロジェクトを事業終了までに25件以上形成する。
2. 砂漠化や水資源問題が深刻化する半乾燥地域における森林造成・管理手法の開発と普及に関し、事業対象地域周辺の農民に対して、森林造成・管理手法等に関するワークショップを行い、その内容を理解した農民が全参加者の80%以上となる

<主な内容>

1. 途上国森づくり事業

(1) 海外森林保全参加支援事業

森林保全活動候補地に係る**情報整備**、**NGO等の活動支援**、途上国における**森林保全活動事例の収集・分析**、**情報共有のためのワークショップ**等の開催を行う。

(2) 貧困削減のための森づくり支援事業

貧困問題から森林の過剰利用が見られる地域で持続的な森林の利用を図るため、**実証活動**を通じて必要な技術を確認し、**技術指針**を作成、普及する。

(3) 開発地植生回復支援事業

鉱物の採掘等によって荒廃した土地周辺の植生を回復するため、**実証活動**を通じて必要な技術を確認し、**技術指針**を作成し、普及する。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

事業実施期間：平成22年度～平成26年度

2. 森林・水環境保全のための実証活動支援事業

砂漠化や水資源問題が深刻化する**半乾燥地域**において、**水収支バランスに配慮した植林地選定手法**と**森林造成・管理手法**を開発し、その普及を図る。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

事業実施期間：平成21年度～平成25年度

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03-3591-8449（直））]